

中学校助教諭免許状

本籍地 広島県

氏名 黒飛 貴友

昭和五十六年二月十八日生

右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより左記の教科について中学校助教諭免許状を授与する。

記

外国語（英語）

令和七年三月十三日

広島県教育委員会

令六中助第八八号

根拠規定 免許法第五条第五項



基礎資格 *

教育機関名

一橋大学社会学部

卒業又は修了の年月日

平成十六年三月二十六日

この免許状は、教育職員免許法第九条第三項の規定により授与した日から三年間広島県において効力を有する。

備考 *

高等学校校助教諭免許状

本籍地 広島県

氏名 黒飛 貴友

昭和五十六年二月十八日生

右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより左記の教科について高等学校校助教諭免許状を授与する。

記

外国語（英語）

令和七年三月十三日

広島県教育委員会

令六高助第一〇六号

根拠規定 免許法第五条第五項



基礎資格 *

教育機関名

一橋大学社会学部

卒業又は修了の年月日

平成十六年三月二十六日

この免許状は、教育職員免許法第九条第三項の規定により授与した日から三年間広島県において効力を有する。

備考 *